

相談から助成金交付までの手順

- 1 相談受付(尼崎市社会福祉協議会 住宅改造窓口)**
※お困りのご自宅状況や身体状況等、簡単な聞き取りをします。
※ご相談のうえ訪問調査日を決定します。
- 2 改造内容の相談・助言のための訪問調査**
※ご自宅に尼崎市社会福祉協議会(社協)の住まいの改良相談員が訪問調査に伺います。
- 3 改造内容の提案**
※社協より改造提案書、必要な提出書類のご案内等をご自宅へ送付します。
- 4 助成申請書類の提出**
※できる限り複数の業者に改造工事の見積もりを依頼しご検討ください。
※申請者・業者からの申請書類が全て整いましたら、社協より市へ提出します。
- 5 助成決定の通知書送付**
※尼崎市よりご自宅に送付されます。
- 6 計画書に基づいた改造工事開始**
※決定通知書が全て(改修分・改造分)届いてから工事を開始してください。
- 7 改造工事の終了、工事内容の確認ならびに完了に伴う書類の提出**
※業者から完了後の書類を提出いただきます。
※社協より完了検査に伺い、尼崎市へ工事完了報告、助成金の請求申請をします。
- 8 助成金交付額の決定通知書送付(交付日通知)**
※尼崎市よりご自宅に送付されます。
- 9 助成金の交付(口座振込)**
※申請者又は業者の口座に振込まれます。(償還払い・受領委任払い)

※当年度予算の上限額に達し次第、当年度助成申請の受付は終了します。
※助成決定した工事については、必ず当該年度末(3月末)までに完了してください。
当該年度末までに工事及び助成金の請求申請が完了できない場合は、助成対象となりません。

お申し込み・お問い合わせ

尼崎市社会福祉協議会

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-24-5 尼社協ほっと館 2階
電 話：06-4950-6843
F A X：06-4950-8842
E-mail：jukai@amasyakyo.jp
受付時間：午前9時～午後5時

改訂 2026.4

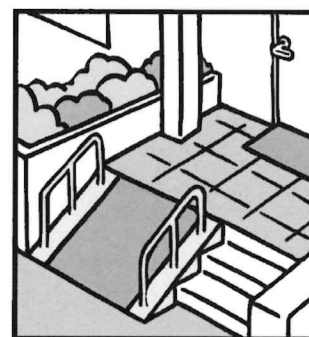
尼崎市受託事業

高齢の方や障がいのある方への

住宅改造費助成事業

(尼崎市住宅改造相談事業)

介護や援助の必要な高齢の方や障がいのある方が、
安全で安心して生活するための住まい改造を行う場合、
相談や助言、改造費用の助成を行います。



尼崎市社会福祉協議会

○助成対象となる世帯

- ①介護保険制度の要介護・要支援認定を受けている被保険者またはその者を含む世帯
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている者またはその者を含む世帯
 - ③療育手帳の交付を受けている者またはその者を含む世帯
- ※いずれも尼崎市内に在住で、住宅改造により在宅生活が容易になると認められる場合に限る。暴力団員の方は利用することができません。

○所得制限

生計中心者(同居している家族の中で一番収入の多い方)が給与収入のみの場合で前年分の給与収入額が800万円以下の世帯(生計中心者が給与収入のみ以外の場合は、前年分の所得金額が600万円以下の世帯)

○対象となる改造工事

浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の手すりの取り付けや段差解消など。
※助成対象となるのは、対象者の身体状況や家屋の状況等に応じて改造する工事で、住まいの改良相談員(建築士、作業療法士等)が必要と認める範囲となります。

○対象とならない場合

新築、新設、維持、補修的な内容の工事
助成決定通知前に、既に着手している工事
介護保険制度等での住宅改修費支給を既に利用している場合
※住宅改造助成費をかつて受けた世帯は、原則として再度助成を受けることはできません。

○公営住宅における改造の取扱い

公営住宅の改造については、模様替え又は増築が禁止されているため、原則として住宅改造の助成対象にはなりません。ただし、以下の①かつ③又は②かつ③を満たす場合に限り、助成の対象となります。

- ①事業主体の承認を得て設置・改修する設備であり、原状回復が容易なもので、退去等の際に入居者により原状回復すること(手すりの設置等)
- ②事業主体の承認を得て設置・改修する設備であり、原状回復が免除されていること(浴槽の取り替え等)
- ③住まいの改良相談員が緊急性、必要性を認める改造であること

○改造箇所ごとの助成対象限度額

バリアフリー改造経費(介護保険等の住宅改修費を含む)には、次のとおり、改造箇所ごとに限度額があります。

改造箇所	助成対象工事費限度額
浴室・洗面所	450,000円
便所	240,000円
玄関	180,000円
階段・廊下	160,000円
居室	190,000円
台所	160,000円

○助成額

介護保険制度等の優先使用の規定があり、これと一体的に利用することが条件となります。助成限度額は、バリアフリー改造経費100万円ですが、介護保険等の限度額(20万円)を差し引いた額(80万円)に、下記の階層区分に応じた助成率を乗じた額(千円未満切捨て)を助成します。

○対象世帯の階層区分と助成率

対象世帯の階層区分 (生計中心者の所得により認定)		バリアフリー改造 助成率	
A	生活保護法による被保護世帯	3/3	
B	前年度分の所得税 非課税世帯	市民税非課税世帯	9/10
C		市民税均等割のみ課税	9/10
D		市民税所得割及び均等割課税	2/3
E	前年度分の所得税	所得税額7万円以下	1/2
F	課税世帯	所得税額7万円超	1/3

※介護保険制度等の対象外の世帯については、介護保険等の限度額は差し引きません。但し、上記のAの世帯(助成率が3/3の世帯)については、介護保険等住宅改修費限度額相当(20万円)の1割負担があります。(例 20万円×1/10=2万円)